

カパティラン奨学金給付制度応募要項 (2024年度)

カパティランは、キリスト教精神に基づき、多様性と共生が進む社会の中で、日本に在住する海外にルーツを持つ若者や女性たちに対する寄り添いと支援を目的としています。この奨学金給付制度は、海外にルーツを持つ高校生、大学生が、家庭事情や経済的理由により進学や修学に支障をきたすことなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択し、意欲的に学業に専念できるよう経済的、精神的に支援していくためのものです。

※「カパティラン」とは姉妹愛・兄弟愛を意味するタガログ語です。

1.給付概要

申請資格を満たした大学生・高校生を対象とする給付奨学金制度です（留学生は対象外）。

- ① 支給期間：2024年4月～2025年3月の1年間
- ② 支給人数：大学生6名、高校生6名
 - ③ 支給金額：大学生月額2万円、高校生月額1万円
(但し振込は3か月単位とします。5月、7月、10月、2025年1月予定)
- ④ 募集期間：2024年3月1日～4月30日（必着：郵送・宅配便、PDF等にて）
- ⑤ 書類送付先：〒105-0011 東京都港区芝公園 3-6-18 日本聖公会東京教区事務所気付
カパティラン奨学金係
または、申請書類をPDFでメール送付も可 kapatiran.tko@nsskk.org
問い合わせ先：kapatiran.tko@nsskk.org
※大学の奨学金担当部門経由で申請が可能な大学もありますのでお問い合わせください。
- ⑥ 選考：書類審査と選考委員による最終面接(5月初旬)を経て理事会にて決定
- ⑦ 発表：2024年5月末までに本人宛に連絡します。
- ⑧ 第1回振込日：2024年5月末予定

2.申請資格

以下の条件に全て該当すること。

- ① 大学生：4年制大学の学部在学中の1年生～4年生(2024年4月1日時点)
高校生:定時制、全日制、専門等の高校の1年生～3(4)年生(2024年4月1日時点)
- ② 両親の双方或いは一方が、東南アジア・南アジア・西アジア・中央アジア・中東・東ヨーロッパ・中南米・アフリカ(OECDのDACリストに記載されている開発途上国)出身の在日外国人(出入国管理法及び難民法の定義による)であるもの。
- ③ 首都圏に滞在するもの(ごはん会出席のため)
- ④ 大学生：2024年4月2日時点の年齢が25才以下であること
高校生：2024年4月2日時点の年齢が21才以下であること
- ⑤ 学費の支弁が困難と認められるもの
(父母を含めた世帯年収が400万円以下、自営業の場合は250万円以下を目安とする)
- ⑥ 卒業後も多文化共生に貢献する志のあるもの
- ⑦ 所定の申請書類等を期限内に提出でき、対面での最終面接に参加できるもの(書類選考後、対

面で実施します。)

- ⑧ 大学生は、給付期間中 4 回以上、高校生は 1 回以上ごはん会に有償ボランティアとして参加できるもの（実施する場合は、有償ボランティア代と交通費を支給します）
- ⑨ 支給期間中、所定のレポートを提出できるもの（年 4 回）
- ⑩ 申請者本人名義のゆうちょ銀行口座を有すること

※上記を基本条件としますが、例えば難民申請中の方、特別な事情があるため国のルーツが不明の方など、応募資格に該当するか不明確である場合はご相談ください。選考委員が応募者の生活態度、家庭状況等を基に総合的に判断し選考いたします。

3.注意事項

- 1)本奨学金は、他の奨学金の受給者でも給付を受けることができる。ただし、他の奨学金制度の中には、他との重複給付を認めないものもあるので、よく確認してから申請すること
- 2)以下の場合、奨学金の支給停止、中止、或いは返還を要求する場合がありますので注意すること
 - ①申請書類や添付書類、レポート等に虚偽、偽造等がある場合
 - ②申請資格の⑧⑨を果たさない場合
 - ③退学、休学などにより学業を中断・放棄した場合
 - ④学業に意欲的に取り組まないもの
 - ⑤カパティランや所属する学校の名誉を傷つける行為を行った場合

4.申請書類等

- ①所定の申請書
- ②申請日の 3 か月以内に発行された家族全員の住民票（マイナンバー以外省略のないもの）
- ③在学証明書、または 2024 年 4 月 1 日時点の学生証コピー
- ④前年の成績証明書、または通知表/成績表の写し
 - 1 年生は高校生の場合中学 3 年の、大学生の場合は高校 3 年の成績証明
- ⑤世帯維持者（学生の学費や生活費を負担する人、原則として父母）の収入証明書
- ⑥生活保護世帯の場合には、直近の生活保護決定（変更）通知書のコピー（住所地の市区町村福祉事務所発行）
- ⑦自営業の場合は前年度一期分の決算書、または確定申告書のコピー

※現在受給中の奨学生が 2024 年度の申請をする場合は、面談選考、小論文・作文は免除することがあります。

※上記が原則必要書類となりますが、例えば難民申請中であることや、家族の協力が得られないなどの特別な事情があるため上記書類をそろえることが困難な場合はご連絡ください。

5.個人情報の取り扱いについて

申請書類等に記載された個人情報は、この奨学金の審査・選考・採否連絡、支給に関する事務手続き、支給期間中の諸連絡（ボランティア活動含む）や、カパティランの事業・行事に関連した目的のみに利用し、それ以外の用途には使用しません。

以上